

令和4年1月21日
高槻市 交通部

高槻市交通部職員の懲戒処分について

交通部において、バス乗務員が乗客の乗っていない市営バス回送時の運転中に携帯電話を使用する事案が発生したため、当該職員に対して懲戒処分を行いました。

1 事案

(1) 概要

令和3年12月24日（金）、芝生営業所車庫から富田団地バス停へ回送しなければならないところを誤って北大塚バス停へ向け回送し、途中で回送先の誤りに気付き、芝生営業所に事案報告及び対応依頼を行った。

後日、営業所長が回送先誤りの状況を確認するためドライブレコーダーの映像を確認した際、営業所への報告時、当該職員が車両を運転しながら携帯電話を使用していたことが判明したものです。

当部では、事案の判明後、直ちに近畿運輸局大阪運輸支局に報告を行いました。

(2) 処分の内容、対象者及び処分理由

「戒告」

交通部 運輸課 芝生営業所 再任用職員 63歳

当該職員の本件行為は、市営バス乗務員の服務規律に違反するものであり、重大な職務命令違反に該当する。

(3) 処分年月日

令和4年1月21日（金）

2 お詫び

関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことについて、深くお詫びいたします。今後、このようなことがないよう再発防止、綱紀粛正に努めてまいります。

問合せ先：高槻市 交通部 運輸課
電話番号：072-677-3510
FAX番号：072-677-3516